

情報提供依頼書（R F I）

事業名	松山市滞納整理システム構築及び運用保守業務委託			整理番号	
担当者	部局名	理財部	課等名	納付推進課	
	担当者名	木村	電話番号	089-948-6316	

1. 背景

令和3年5月の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」で標準20業務は標準仕様に準拠したシステムへ移行すること、また、令和5年3月27日デジタル庁の「標準仕様書間の横並び調整方針」により、統合滞納管理機能をもって個別滞納管理機能とみなすことができることとされました。

松山市では、令和2年度に導入した現在の「滞納整理システム」の再構築を行い、ガバメントクラウド上に標準化に対応する統合滞納管理機能を有した、同システムの導入を検討しています。本依頼は、標準準拠後の滞納整理システムの導入を検討するに当たって、御提案及び御意見の提供をお願いするものです。

なお、取扱債権は以下の強制徴収公債権を対象とします。（新たに発生する強制徴収公債権も含みます。）

市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、
保育料、生活保護費徴収金、生活保護費返還金、下水道使用料、
下水道事業受益者分担金、下水道事業受益者負担金、道路橋梁維持使用料

2. 目的

滞納整理システムについて、構築期間や概算費用の把握、RFPへの参加可否の調査等を目的とし、情報収集を行います。

1. 開発・構築期間
2. 開発・構築、運用・保守に関する費用
3. 標準オプションの実装について
4. 強制徴収公債権に加え、非強制徴収公債権及び私債権を本システムで取り扱う場合の開発・構築期間
5. 強制徴収公債権に加え、非強制徴収公債権及び私債権を本システムで取り扱う場合の開発・構築、運用・保守に関する費用
6. 強制徴収公債権に加え、非強制徴収公債権及び私債権を本システムで取り扱う場合の標準オプションの実装について

3. 情報提供依頼事項等

（1）情報提供依頼事項

- ・「様式1 回答書」のとおり

（2）実施期間

- ・令和7年5月30日（金）から令和7年6月27日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

- ・ 下記電子メール宛
saikenkanri@city.matsuyama.ehime.jp
- ・ 電子メールの件名
【松山市：滞納 RFI】資料提出（参加者名）
- ・ 提出資料
「様式 1 回答書」

(4) 質問受付

- ・ 期間
令和 7 年 5 月 3 0 日（金）から令和 7 年 6 月 1 3 日（金）午後 5 時まで
- ・ 下記電子メール宛
saikenkanri@city.matsuyama.ehime.jp
- ・ 電子メールの件名
【松山市：滞納 RFI】情報提供依頼に関する質問（参加者名）
- ・ 質問様式
「様式 2 質問書」
- ・ 回答方法
随時電子メールで行う。

(5) その他

- ・ 本件に係る費用は、情報提供者の負担とします。
- ・ 本件で御提出いただいた資料等については、返却いたしません。
- ・ 本件で御提出いただいた資料等について、後日ヒアリングや追加資料の提出の依頼を行う場合があります。
- ・ 御提出いただいた資料等については、本件の目的の範囲内において松山市で利用し、無断で第三者に開示することはありません。

4. 条件

導入する滞納整理システムは、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和 3 年法律第 4 0 号）」に基づく統合滞納管理の「標準仕様書等（※ 1）」に準拠し、人口 5 0 万人規模で安定かつ確実な稼働が行えるものであること。

※ 1 「標準仕様書等」とは

- 国が定める「基本方針」及び「仕様書」等で、ガバメントクラウド上でシステムのアプリケーションサービスを提供し、原則として、カスタマイズせずに利用できるシステムのことをいう。
- 導入するシステムは国が提示する最新の標準仕様書に準拠するものとする。
- 仕様書にある「標準オプション機能」については、実装するオプションを提示いただければ、導入の参考とする。